

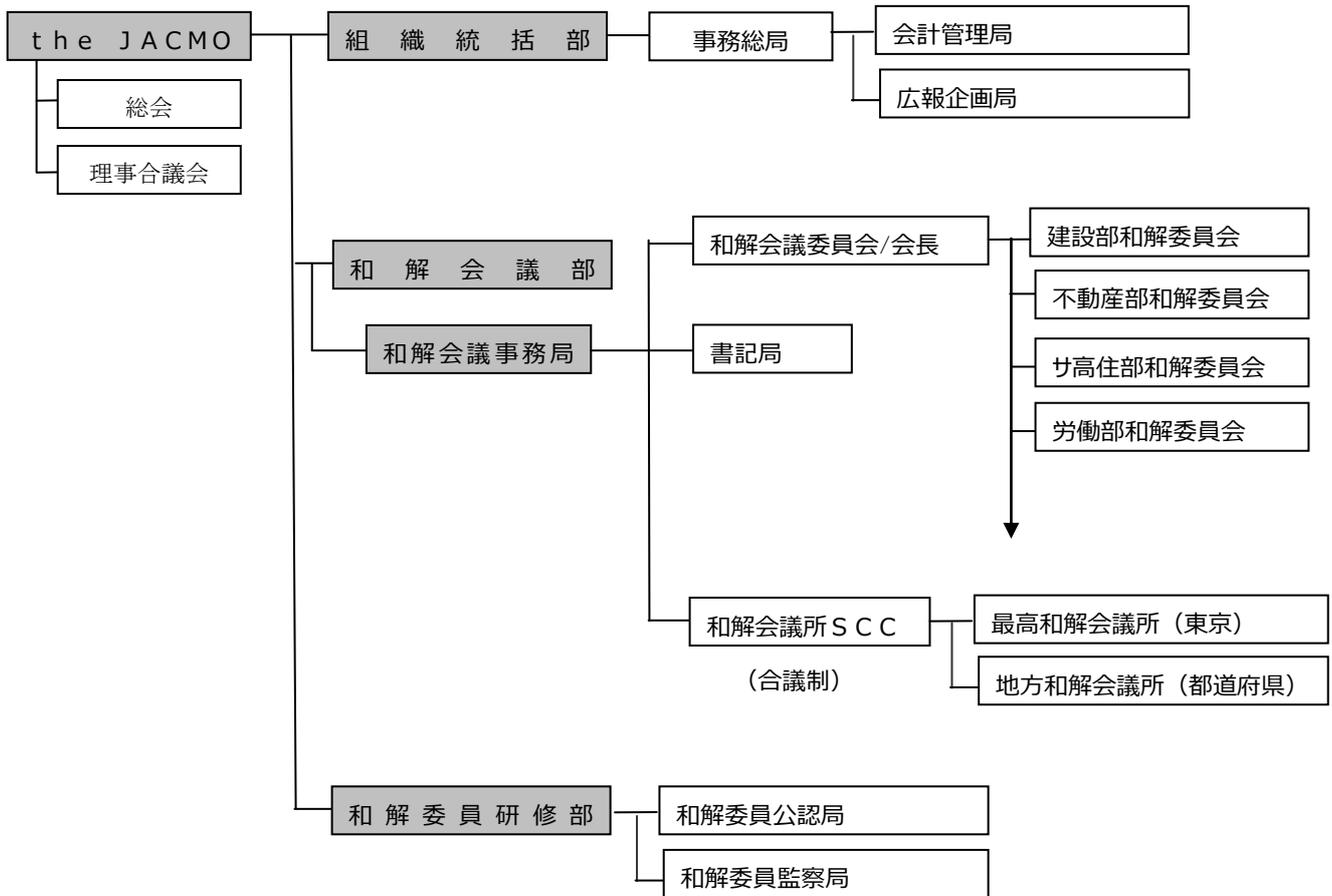


別紙 1.(第 条関係)

JACMO 日本民事紛争等和解仲介機構 組織機構

平成 23 年 1 月 24 日設定

平成 24 年 2 月 25 日改定



(組織規則要覧)

1. 和解会議部が、和解会議の運営を統括する。
尚、和解会議部を統括する事務部門として和解会議事務局を設置する。
2. 和解会議に関する統括規範は、和解会議委員会(委員会議)にて制定、改廃を行い、社員総会、理事合議の影響を受けない。(但し、意見は除く)
3. 組織統括部が、JACMOの運営を統括する。
4. 和解委員研修部が、JACMO公認和解委員の検定及び研修、並びに資格公認及び更新事務について統括する。